

第三十八回国会 衆議院 内閣委員会議録 第十六号

昭和三十六年三月二十四日(金曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君
委員 伊能繁次郎君 理事 小笠原 公嗣君
理事 草野 一郎平君 理事 宮澤 胤勇君
理事 飛鳥田 一雄君 理事 石橋 政嗣君
理事 石山 權作君

出席政府委員
外務大臣 小坂善太郎君
通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席閣内閣提出第一二五号
在外公館の名称及び位置を定める法律案(内閣提出第一二五号)

出席閣内閣提出第一二六号
通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

出席閣内閣提出第一四一号
通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

出席閣内閣提出第一四一号
通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

出席閣内閣提出第一四一号
通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

通商産業事務官 柳井 孟士君
(企業局工業立 地課長)
通商産業事務官 江上龍 彦君
(中小企業庁振 興部振興課長)
専 門 員 安倍 三郎君

本日の会議に付した案件

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)

○在外公館の名称及び位置を定める法律案(内閣提出第一二六号)

○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

久野委員長

これより会議を開きます。通商産業省設置法の一部を改正する法律案、外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律案の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、前会に引き続き質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山内広君。

○山内委員 実は昨日の田口委員の御質問に関連していろいろ御答弁を承りまして、産業構造調査会の大体の輪郭は承知いたしましたわけですが、この調査会の持つ使命の重大な点から考

えまして、もっとはっきりとこの内容を検討しておく必要を感じまして、こ

れから、あるいは昨日の質疑と重複の点も出るかもしれないけれども、努めてそういうことを避けながら、若干具体的なお尋ねをしていきたいと思うわけでありませぬ。

まず最初に、この調査会の構成についてお尋ねしたい。と申しますのは、きのう官房長からかなり具体的な答弁があったわけでありまして、五十人の学識経験者の方々を幾つかの部会に分けて、詳細な検討をするというお話であつたわけでありませぬ。そこで今お考

えになっておる部会は、どういふ名称のものを幾つ置くおつもりか、まずその点を承りたい。

樋詰政府委員

実はこの調査会の設置をお認めいただきましてあとこの委員の方々の御意も伺つて部会もきめたかと思つておられます、われわれ自体また中で検討しておる最中ですが

自體また中で検討しておる最中ですが、たといは今考えておられますものは、今後の国内需要が一体どういふふうな格好で動くであろうかという国内需要の動向を調べるというもので、あるいは海外需要の動向というもので、これは輸出を確保する上の大前提になるものでございまして、そういう内外

の需要動向を調べるといふような部門を一つはぜひ置かなければならぬ。それから流通関係の問題を掘り下げることをせざる必要がある、そういうふうなことも考えておられます。それからこれは中小企業一本でいいかどうかはわかりませんが、この自由化といふことと高度経済成長といふものを同

時に達成しなければならぬというのが、現在直面している国民的要請でございませぬが、それを満たすために、下手をすれば、後進性があるために、とかくひずみが生ずるといふおそれなきにしもあらず。中小企業あたりを引き上げていくことのために、中小企業

に対しての特別な配慮を払ふ必要もある。それから所得倍増計画というもので大体大きなワツはきめられたわけ

でございませぬが、そのワツの中で個々の産業が一体どういふ形で発展するかというところは、所得倍増計画自体ではまだ何にもございませぬで、今後産業構造調査会あたりで各種の産業

がどういふ割合で伸びていくのかといふようなことをミクロ的に分析して、それを積み上げて全体的な所得倍増計画に結びつけるということになるわけ

でございませぬで、そういう業種別にある程度分けていかなければならぬ。それはまた当然資金を確保するといふことが前提でございませぬから、その資金の所要量がどのくらいになるか、またどういふ方法で調達すべきか、また現在企業が持つておられます

オーパー・ポロイニングというふうな、いろいろ非常に体質の脆弱な点がございませぬが、それを是正する、資本構成の是正というふうな点等、いろいろ、経営管理でございませぬとか、あるいは産業技術の問題、あるいは産業安全保安の問題という点を加えますと、少なくとも十幾つの専門的な部門に分

けて出していただきました調査票等を、それぞれの見地から専門的に分析してみるということが必要でなからうかと思つておられます、どういふ部会を置くかということ、できるだけ早く結論を出したいと思つておられます、目下部内において検討中でございますので、大体今申し上げましたようなものを置く必要があるのではないかと考えておる次第でございます。

○山内委員 お考えの大体の線はわかりましたし、また調査会自体がそういうことは判断しておきめになるもので、官房長の立場としてはあまりはつきり申されたいのやむを得ないと思つておられます。これからのいろいろ質疑の過程で私も私見を申し上げたいと思つておられます、その次に伺いたいことは、この審議会の三か年間の進め方をどういふふうにお考えになっておられるのか。実はきのうもお話の中で、業種別に個々に貿易自由化の考え方をやっておられるのだ、一年にべんくらは置かれていろいろいろいろな情勢に応じて手直しも必要であるというふうな、ばくとした御説明であつたわけでありませぬ。

この審議会の三年間をまずどういふふうに進めるか。きのうの御答弁では、最初は十七品目と業種別の内容を調べておられるとお話も出ましたが、進め方の問題は大事だと思つておられます、私あとからちよつと申しますけれども、ぜひ一つお考えの点を伺いたいと思つてお

ります。

○通商政府委員 いわゆる産業構造政策の願慮、日本に一番最適の産業構造は、どういふものか、またどういふような方向でその望ましい姿に持つべきか、従来から通産省の政策の暗黙の前提という点で、われわれは絶えずその政策全体を進めてきたつもりでございます。またそういう見地から一応の大筋としては、大体三十八年くらいまでに八〇%、エネルギーをまじえれば九〇%程度の自由化を進めることが可能であるし、またそれを実現する方が日本経済全体を真に体質改善して国際競争力を付与するといふ上からも、より好ましいのではないかと、いふたような一応の結論を出したわけでございませう。ところが現実には二年なり三年足らずといふことでありますが、そのくらの間にそういう自由化を具体的に進めることをいよいよやるといふ段になりますと、自由化と所得倍増を示されました国としての全体の高度成長とが、お互いに矛盾しないであらうに得ることになるかどうかというあたりについては、業種によりましてはまだ若干の疑念がなきにしもあらずと思われざるわけでありませう。従いましてある業種につきましては非常に大ざっぱではございますが、一通りの見直し等は立っておりますので、これは自由化しても大丈夫だといふことが言えます。それは大体既定の方針というふうなものに沿って、それに現在考えられる所要の対策というふうなものを講じながら自由化することもできるかと思ひます。が、ものによりましてはもう少し掘り下げてからでないとうかつには自由化

できないものも出てくるのではないかと。またこういうことをやれば自由化しても大丈夫だといふ前提条件も現状を分析すること、国際競争その他から見てどこに難点があるかといふことを解明することによって、おのずから対策が生まれてくるのではないかと、その思われませうので、これは今後三年たつて初めて結論を出すというふうなところではございませんで、できるだけ早く調査表を集めて、それを分析し、おきましても現実の政策としては、この結論が出ないから出るまでは待つたといふのではなくて、一応これを科学的に分析しても大きな筋としては変わりがない。ただきめこまかにするためには、どういふようにしたらいいかといふような問題が残っておりますものにつきましては、大体一応の方針に従って進めていき、こちらの程度ある程度結論を出すことによつて具体的な政策の手直しをするといふことで、三年に、しよつちゅう検討を加えて、その検討がある程度見通しが立ったならばそれを具体的政策に反映する。一応三年間に大体一通りの地ならしといふようなものができるとはなないかといふので、三年間といふふうに出ているわけでございますけれども、実は昨日も申し上げたと思ひますが、われわれといたしましては鉱工業の技術の革新といふようなものもしよつちゅう変わつておきますので、三年たつて一回やつたからそれでいいというのではございませんで、できるならばこれは今後毎年々々本格的な検討を加えることに

よつて、時々刻々に変化する国際情勢、あるいは国内経済情勢に対応して、よりよい産業構造のあり方を究明し、それに到達する具体的な政策を、見する方向に持つていきたい。三年間で大いに実績を上げて、やはりこういふことは今後長きにわたつて検討をし、政策のあやまちをなからしめるために存続すべきであるといふたような一つの結論を出していただいでから、これから政策に科学的な裏づけをするように、できるならこういふ機関を永久的な性格のものにしたいといふふうなわれわれとしては考えておるわけでございます。また、今申し上げましたようなことで、まず三年間一生懸命やつてみたいと思つておるわけでございます。

○山内委員 お考えの趣旨はよくわかるのでありますが、私もこの審議会の持つていきよつては、いろいろ重大な関心を私おぼざるを得ないわけでありませう。日本の産業構造を變化するのありませうから、これはもう政府においても今官房長のお話のような態度でいろいろ考えていくわけでありませうけれども、私も野党の立場からいふと、非常に将来のあり方については見解が相違するわけでありませう。私どもも考えている産業構造と、あなたの方のお考えの産業構造の将来のあり方は、非常に変わらぬと思つておる。そこでこの審議会が充足し、審議の進め方に私は非常に関心を持つ。といふのは、今のお話では結論は出ないのだ。出なくても、その場その場でいろいろ応急対策を講じながらやつていく、こういうお話でありませうけれども、それではきのうの大臣のお話と若干私はニュアンスとして違ひがあると思つておる。大臣の方では審議会が結論を出して、被害も防げない、こういう対策を講ずれば自由化してもいいのだといふことを待つてやるようなお話のように私はきのう受け取つたわけでありませう。しかし今度は、現実には自由化の問題はスタートしてございませうし、巷間ではそれについての憶測もいろいろあり、経済界にもいろいろな影響を及ぼしておるわけで、もうすでに始まつておる。ですからこの調査会の進め方として、最初日本の現在の産業構造がどうなつておるのか、それで自由化することによつてどう変わるか、それを補強の問題、そういうことで考えますと、応急対策とでもいひませうが、急場の問題をまず考え、それから将来今度それが一応ケリがつけば恒久対策と申しますか、今官房長の述べられた一つの考え方によつての大きな恒久対策といふものが出てくる。応急対策については、私どももそう大きな変化はないと思ひますけれども、将来の日本の産業のあり方、産業構造といふことになると、これは私も野党は先ほど申しました通り非常に関心を持たざるを得ない。そういうことで一応筋の上で日本の産業構造のあり方といふもの、あるいは今高度成長と貿易自由化がどういふ影響を及ぼすか、そういう見通しの問題が出ましたら、この資料をやはり私どもにも報告していただきたい。三年間の長い期間でありますから、まず一年目ごとくらいに資料を取りまとめた中間報告をいただきたい。これについてできるかできないか、ちよつとお答え

いただきたい。
○通商政府委員 はたして毎年々々どの区切りがついたよくなまともった結論といふものになるかどうか、これは実はやつてみなければわからないわけでございますが、われわれもいたしましては、これは政府だけがやることではない、産業界自体にも、自分の産業界はどうあるべきか、どうやらなければいかぬのかといふことをよく認識してもらつて、そして産業界自体がその気になつてやる。政府はそれに指針を与えて引つぱつていくのだといふことと申します。こういう科学的な調査といふものに一応の結論を得たならば、それはできるだけみんなに広く知らして、そして全体に統一した認識のもとにやつていただくといふ必要があると思ひますので、そういうふうな結論を得ることができました段階には、これはできるだけ公表するといふことにすべきであらう、こう存じておられます。
それから世界経済の中において日本経済を伸ばしていくといふことでございませうので、その国際競争を前提にしていった場合に、日本の現在置かれておる中小企業の地位であるとか、あるいは技術水準であるとか、あるいは雇用の圧力であるとか、あるいはいろいろな場合、一番最適の産業構造は何かといふことを科学的に分析すること自体は、これは非常に政策的だといふよりも、むしろ科学的な分析でございますので、これは必ずしも与野党といふことでなしに、より中立的なものが出てくるのではないかと考えております。
○山内委員 それでは話をちよつと前

に引き戻すようなことになりませんが、先ほど部会の構成について調査会自体が御判断になってきめるといってお話がありました。しかし大体のお考えは御説明でわかりました。そこで委嘱される人をどういうふうにするのかという問題、これは先ほどの部会の構成で大体見当はつきませんが、何か特別な考へ方、たとえば雇用の問題が大事だからこれをいれるとか、あるいは農政との関係がどうなるかという意味で農業問題もいれるとか、いろいろ御判断があると思うが、どういうふうにするか、委嘱の考へ方をお聞きしたい。

○**通産省委員** これは先ほど来申し上げておきますように、まずどういふ調査をすべきか、これはきのう申し上げたわけでありませんが、どういふ点をどういふ方法で調査するかということ、まずどういふ結論というか、データが集まるかということがきまるわけでございますので、日本経済を今後国際競争場裏においてますます伸ばしていくために、一番望ましいような格好にするために必要なデータを得るのにはどういふことを調査したらいいのかわかると、それから出てきたデータの資料というものは、これはただ資料を見ただけではあまり意味がない。それを全部集計してみても、そして出てきた資料が一体何を意味するのかということ、判断する能力のある方にそれを分析していただくことによって、初めてどこに長所があり、どこに欠点があり、何をすべきかという対策もおのずから出てくると思いますので、われわれが考へておきますのは、非常に抽象的な言葉にはなりますが、いわゆるそういういろいろなデータを総合的に判断し、

分析して、何を意味するか、従って何をしなければならぬかといったことを導き出し得る能力のある方ということ、必ずしも各産業界の代表者がいいのかわかると中にはいい方もあるかもしれないが、あるいは学校の先生でこういうことを科学的に分析するのには非常にいい方があれば、そういう方でもよろしい。これは必ずしも労使かあるいは大学の先生だけとかいうふうには、職業その他によつての区別ということにはすべきではない。個人々々の持つておられる力というものに着目してお願ひすべき筋のものではないか、こう考へておきますので、はなはだ抽象的な言葉であります。学識経験者というふうな方から最適な人をお選びしたいと考へておきます。

○**山内委員** 実はいま申し上げてお聞きするようでありまして、この調査会の持ち方によつては、これが非常に抽象的になりまして、せつかくの皆さんの考へるの目的が達せられない。抽象的な議論になる危険を非常に感ずるわけでありまして、現実的にも貿易の自由化も進められていくわけでありまして、そういう抽象論だけでは済まされたいと思つて、ここでの立場から不安が訴えられたわけでありまして、考へてみますと、いろいろ問題を持つておられます。たとえば地域の問題、所得倍増に発展したと言いますが、地域の格差をどうして是正するかというところだけを、産業構造のあり方に当てはめてみても大きな問題だと思つて。今言われておる工業地帯、太平洋のベルト地帯、そこだけに重点を置けば、一体日本はどうなる。とこ

ろがこれに対して外交を考へて、中共同貿易をやる、あるいはソ連との貿易をやる、そういうことになりまして、今度は真側の方の地域差というものはかなり解消される見通しが明るくなってくる。そうしますとこの問題には外交の問題を考へなければならぬ。また雇用の問題も考へても日本の産業の強みというものは、賃金が安いということ、これが非常な魅力になっているところ、これは御承知だと思つて。ところが格差をなくしようということになりますと、賃金が上がってくる。それと矛盾する。産業を国際的に伸ばそうとすれば、どうしても労働者の犠牲といいますが、そういう形をとらざるを得ない。そういう点で私がこまかくお聞きしておるのは、あなた方がどういふ点を重点的に考へておられるのか。どうも私の判断では、この提案理由の中には、通産省の付属機関としての調査会なわけでありまして、しかしだんだん内容をお聞きしておると、一通産省だけの付属機関としてこれを運営していくのにはあまりに日本の広範な、さつき申しました雇用の問題もある、それから地域差の問題もある。いろいろなることを考へますと、これは総理大臣の直屬の調査機関として広範な知識を集めないと片寄るきらいがある。特に通産省は企業を育てる、産業を育てる責任の省でありますから、国際競争で競争して立ち向かうような力を産業に与えるということになりますと、大企業になってくる。そこにはやはり小さい企業もあるいは合同さしていくとかいろいろ問題がある。きのうもちよつと言葉の中に出ておりましたが、税金の問題も触れられたよう

です。そうすると、大きな産業にはおそろしく合同し、機械を与える。そうして税金も何らかの方法で緩和していく。大企業にはそういう非常な援助の力を与えながら、国際競争で競争するためには雇用関係は依然として二重構造が深まってくる。こういう懸念を私は非常に持つておられます。そういう点で今一応お聞きしておるわけですが、先ほど申しました地域差の解消の問題をどうするか。特に巷間では、太平洋のベルト地帯だけに政府が重点を置いておられるような考へ方を持つておられるわけでありまして、これは大臣の御答弁をいただければけっこうだと思つておられます。その点についてのお答を願ひたい。

○**椎名國務大臣** 通産省といつたしましては、地域格差の問題に関連して、工業の分散をどういふふうにか考へていくかということをお聞きしたい。これは自治省のお話でありまして、これは自治省の構想と十分に練り合せて、そうしてそこに何らか統一した結論を打ち出すということになつておられますが、ただいまの構想といつたしましては、もう四大工業地帯といふものはすでに飽和状態に近いのではないかと。場所によってはまだこれからいふところもございしますが、大体において飽和状態でありまして、それで別に地方の各個所に中核地帯を考へたい。六カ所ぐらいの中核的な産業地帯を考へておられます。それから三十カ所前後になるかと思つておられます。さらに一段と格を落とした地方工業地帯、そういうような構想を今のところばく然と持つておられます。そしてすでに四大地帯につきましては、先ほ

ど申し上げましたように飽和状態にもなつておられますので、その衛星地帯といふものを考へなければならぬのではないかと、こつたような構想を持つておられます。ただいま申し上げたような関係各省と相談の上で漸次固めて参りたい。でありますから、世間でよくいふベルト地帯、そういうようなものにはあまり執着しない考へ方を持つておられます。

その地域開発の問題と産業構造の高度化の問題と、どういふ関係を持つかということになります。結局さういふ新しい地域的な開発をする上につきましても、日本の産業構造の高度化をやつていかなければならぬ。そのラインに沿つて建設を進めて参るといふことになつておられます。しかし今言われたように国際競争力を強めていくといふことは、現在の日本の産業は低賃金なるがゆえに国際競争力があるのではないかと、そうすると今後日本の産業は、やはり低賃金に置いておくといふことになるのではないかと。これはわれわれはお話でございまして、これはわれわれは考へておられません。ただ賃金の問題につきましては、これは所管が違つておられますが、われわれの考へ方としては、生産性の向上に即応した賃金の上昇であれば、経済界にさうコスト・インフレといふような問題を起さしませんから、そのラインに沿つて考へていくべきものである。あくまで低賃金で国際競争力を云々といふことは、われわれ絶対に考へておられません。

○**山内委員** 今大臣のお話の中で、低賃金は考へておらぬといふお話なんですけれども、言葉でさう言われても、やはりそれは私の心配する点です。そ

こで先ほど申し上げた通り、この調査会は通産省の付属機関ではあるけれども、この委嘱される方々の内容によって、広く各層の人材を集めながら、地域の問題とか、雇用の問題、中小企業の問題、各般のものに触れられるような構成にしたい。こういふことが私先ほど申し上げたゆえんなわけでありませぬ。これは御参考までに希望意見として申し上げる。特に賃金の問題、大臣は低賃金が必ずしも国際場裏に有利だとは考えていないというふうな御答弁でしたが、私はそうは思っておりませぬ。これは見解の相違です。から……。そういう意味で労働界の者もこの中に入れて、そういう点の誤解のないような審議を進めてもらいたい、これが一つの希望であります。

こういふようにお話しする間に、今お考えになっている調査会というものの概要は、きのうよりはやや明確になつてきたわけです。先ほど何回も申し上げた通り、一通産省だけの機関という考え方に立ちますと、どうしても大企業の育成ということになって、いろいろなしわ寄せが各方面に現われてくるということになりますので、こういう形ではなく、あなたの方におかれても考え方としては、日本の産業という広い観点で将来運営していただきたい。早く結論を出していただきたい。またまいった数字もできるだけ国会に報告され、私どもの資料に役立たせていただきたい。希望を申し上げます、私の質問を終わります。

○久野委員長 緒方孝男君。
○緒方委員 専門的なことはまたほかの方で論議されると思いますが、今度の通産省設置法の一部を改正する法律

案の中で、産炭地域振興審議会というものが作られることになっておる。私にしてみれば、今国会に産炭地域振興計画なるものが出されてしかるべきではなからうか、こう考えるくらいです。御承知のように数年來における産炭地域の疲弊は想像にあまるものがあり、離職や給与の引き下げ等による生活の困窮は激増しておる。その地域におけるところの商工業もこれまた疲弊の一路をたどつておる。これは今日始まつたことではなく、すでに石炭の合理化が始められる当時から予想されたものでございますから、これに対する対策として産炭地域の振興計画を早急に樹立しなければならなかつたと思ひますけれども、ようやく今になって審議会を新設して、向こう二カ年間、昭和三十八年度までにこれを審議させ、それからほつぽつかろうというふうな案に見えるわけでございますが、今日までの状態の中で、通産省においては産炭地域の振興に対して、何かの構想なりともお持ちであるかどうかということをお伺ひしてみたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 産炭地の振興の構想は前からあつたわけでございます。今、今回審議会を作つていろいろやろうという運びにいたしましたと思つておりますが、御指摘の通り合理化計画を進行するのと並行して、産炭地の振興というものは当然考えなければならぬと思つておられます。従つておそきに失するといふくらいは確かにあると思ひます。ただ問題は、産炭地の振興といふにしても、各地域にいろいろと照会をいたしましたし、われわれの方もいろいろ調査をいたしま

したけれども、なかなか具体的な計画がでさるのに時間がかかりました。各県あたりには前からわれわれもいろいろお話を申し上げ、何か具体的な計画がないのかといふこともいろいろ連絡をとつております。この問題はなかなかむずかしい問題でございます。やはり相当時間がかかるようでございます。そういうことで今回は審議会を作つて、相当権威者を集めて効果的な方法を樹立したい。まず徹底的な調査をすることが先決である、こういう関係者の意見等もございまして、実はそういう計画をいたしましたわけでありませぬが、われわれとしましては最初、審議会はもろろん作りませぬが、同時に産炭地の振興を實際実施する事業団のようなものを作つて早急に着手したい、三十六年度においてもそういう事業団をもつて着手したい、実はこういう構想を持つて予算等も要求しておつたのであります。非常に残念ながらわれわれの方の調査もまだ十分でございまして、そういう事業団構想もまだ未熟な点もございまして、これはこの次の機会に検討するということ、とりあえず調査審議会ということを出発したい、こういうことになつたわけでありませぬ。しかしこれはやはり早急にスタートしなければならぬといふこともございまして、そのわれわれの考へておりました一部の計画は、地方団体の起債を特別に認めてもらうといふことでスタートできるものはむしろスタートさせたいといふことで、実際に土地の造成をやつたり、そういうものにつまましては三十六年度中に着手するといふところもございませぬ。それから調査費は三千万円

ということになっておりますが、これは普通の調査費ではなくて、すぐに事業に着手できるような事業調査費的なものを含んでおりますので、普通の調査よりは手をつけるのが早いんじゃないかと思つております。

それから先生は先ほど三カ年間の審議を三年といたしてありますが、これは計画が具体的にできたものから手をつけていくということ、決して三年たつてからやるという意味ではございませぬので、その辺も一つ御了承をお願いしたい、こう思ひます。

○緒方委員 お話を承りますと、早急にしなければならなかつたのが、調査の不十分もあるし、技術的な困難もあつて、なかなか具体的な計画も立てにくい、まあ審議会だけでも早く作るう、こういうふうな御説明のようであります。お言葉を翻してみれば、早くしなければならぬけれども、やる方法がない。どうしていいかわからないから、審議会でもつて研究してもらおう、こういうふうに解釈できるような内容のものであります。そういう意味なんですか。

○今井(博)政府委員 これは實際に着手する場合には、ほんとうに産炭地振興という線に沿つて効果的な具体的な計画を作らないと、せつかくやつてもなかなか実施が進まないという問題がございませぬし、産炭地振興の一番ねらつておるのは、工業誘致、石炭産業の問題を含んでおります。工業誘致には水の問題も非常に関連ございませぬし、あまりせつちかちに急がずに、最も

効果的な具体的な方法を発見した方がいいのではないかと。今度審議会を作ることになつたわけでありませぬ。ただ何か手をつけていかかわらぬという点につきましても、われわれとしてもつと具体的な計画を持つておつたのであります。むしろその具体的な計画をもつと掘り下げてやつた方がいいのではないかと。この調査審議会ではいろいろ検討してもらつたということにしてあります。先ほど申しましたようにその一部につきましても、公共団体の起債を認めてもらつて、早急に着手するといふ計画も持つておりますので、必ずしもどうしていかかわらぬということ、とにかく審議会を作らうということよりは、もうちよつと具体的な問題でございませぬ。

○緒方委員 今井さんは石炭の権威者ですから、十分御検討はなされたらうと思ひます。現地の方におきまして、何かこれは食いつなぎをしていきたいし、振興をはかりたいので、いろいろ研究しておることも事実であります。しかしながら他産業の工業を誘致しようとしてみても、地下は至るところに穴ばかり、毎日々々のごとく鉱害が起るところに工場誘致はできぬ。石炭の液化を始めようがガス化を始めようが、そういう工場誘致もできない地域的な状態の中にある。そういうところに民間産業が喜んでくるはずもない、こういう幾多の行き詰まりの中から、手を上げざるを得ないのが今日の状態です。時と場合によつたら観光地帯にでもしてみようかといふ説もある。しかし観光地帯にしてみても、泥

効果的な具体的な方法を発見した方がいいのではないかと。今度審議会を作ることになつたわけでありませぬ。ただ何か手をつけていかかわらぬという点につきましても、われわれとしてもつと具体的な計画を持つておつたのであります。むしろその具体的な計画をもつと掘り下げてやつた方がいいのではないかと。この調査審議会ではいろいろ検討してもらつたということにしてあります。先ほど申しましたようにその一部につきましても、公共団体の起債を認めてもらつて、早急に着手するといふ計画も持つておりますので、必ずしもどうしていかかわらぬということ、とにかく審議会を作らうということよりは、もうちよつと具体的な問題でございませぬ。

水とボタ山だけじゃないところでは、観光地でもない。こういうところはいかなる方法があるのか。もっと本格的に、政府みずからの資金投下のもとに行なわなければ、産炭地振興というのは単なるかけ声だけに終わりはしないかというようにわれわれは憂えておられます。それに対して御研究の成果があるなら、できるできないの問題は別として、われわれとしてはこういう方法はどうだろうかという何らかの具体的なことをわれわれに示していただきたい、こう願うわけでございますが、その点についてうんちくのほどをお聞かせ願いたいと思います。

○今井(博)政府委員 恐縮ながらそれだけのうんちくを残念ながらまだ持つておりませんが、先ほど申し上げましたように、最初は先生のおっしゃるようこの産炭地振興をやる実施部隊と申しますか、事業団のようなものを作って、これに政府の金を投入して、それが実施部隊となつていろいろな開発をやるということが必要ではないかと考えまして、実は具体的な計画も相当作ったわけでございますが、先ほど申しましたような事情でもって、これを調査審議会の方に切りかえて、その調査審議会でおわれわれの持つておられますそういう計画も、もう一べん掘り下げて検討していただくということになつたわけでございます。これは残念ながらわれわれの方の調査の不十分もございまして、やはりこの審議会でもう一度そういう事業団構想もあわせて検討していただく方が、一番適切ではないかと考えております。

石炭業界の合理化の促進、いわゆる炭鉱の買い上げと合理化に伴う人員整理、こういうものには非常な熱意を持って今日まで対処されて参つた。そのおかげで十数万の失業者が出ていた。その上にまた炭鉱は疲弊の一路をたどつてきておる。こういう跡始末にもっと熱意を持ち、できるできないは抜きにして、研究だけはしておきます、何とか脱いたしましようというふうな、抽象的な提案であつてもらつては、今日の炭鉱地帯は生活を維持することができない状態である。山田市のときは、数年前に市になりましたが、もうすでに二万何千人の人口に減つて、市としての価値もなくなつておる。田川市にしても、ずいぶん離散しているところがたくさん出てきておる。このように疲弊の一路をたどつたのも、皆さんが石炭の合理化だけでは熱意を持つけれども、跡始末には放任的な態度をとられたところに私は問題があるのじゃないだろうかと思つて、もう少し私たちはその地域に生活しておる人たちの影響というものを考えて、合理化を進めるならば、それに相応するだけの対策をあわせて行なつてもらわなければならない問題じゃないだろうかと思つて、御承知のように経営の健全化をはかることが合理化だといふのであれば、それに動いておる人たちの犠牲、またその地域の犠牲が償われなければ、単なる経営者の経営の健全だけを期することはできないわけでございます。私は早急に具体的な振興計画を、たとい一つずつなりとも着実に進めていただきたいということをお望みしておきたいと思つて、次に、鉱業法の改正も審議会の延長

がなされておりますが、お説によりまして、昭和三十四年六月に設置されて以来今日まで、鋭意改正について審議を続けて参つてきたが、まだ不十分であるから、あと一年間審議をさせてもらいたいという御趣旨のように承るわけです。今日まで審議して、改正しなければならぬところと予想された点について、一つ御指摘をお願い申し上げます。

○伊藤政府委員 ただいまお話のございました通り、三十四年にこの審議会を設置せられました、三十四年中には大体鉱業法の全般の説明と申しますか、委員の方に鉱業法の改正のみ込でいただいた上、関係各方面からの鉱業法に対する要望、意見等の聴取に大体費やしたわけでございます。三十四年中には十二回の総会を開催いたしておる次第でございます。三十五年からは鉱業法改正の基本的な問題につきまして、順次審議を進めておる次第でございます。順次審議を進めておる次第でございます。実は一つ一つの問題はまた他の問題にも密接に関連をいたしておりまして、まだ最終的な結論は出ないのでございますが、一応現在まで審議されております経過についてごく簡単に申し上げます。

いろいろの問題点がございしますが、おもな問題点について申し上げますと、第一に鉱業権の付与の方法についての問題でございます。これは現在、後承知のように先願主義によつて、先に出願した者に与えておるわけでございますが、そういう与え方が鉱害であるとかいろいろな問題にとつて、はたして適当な方法であるのかどうかというようにな点が問題としてあるわけでございませうけれども、これは能力主義というこ

とにいたしますと非常に認定に困難を要するので、先願主義を全然否定するわけにもいかなるのではないかと。しかしやはりそこに若干の調整を加えるといふことも必要ではなからうかというふうなことが今大体の空気でございます。まだ結論は得ておられないわけでございます。そのほか、試掘権制度が非常に現在乱用されておる。これは試掘権を割合に安易に設定されるものから、ダム建設であるとかそういうふうな場合に、しばしば試掘権者が権利を主張し過ぎてそこにいるいろいろな問題を起すことというふうなことで、試掘権制度を試掘権制度本来の目的に沿つて、もう少し制限すべきではないかといふような点が議論されておるのでございませう。それから租賦権制度につきましても、これは現在ある一定の条件のもとに認められておるわけでございませうが、その場合には、しばしばそれが被害の発生の原因になる場合が多いものでございませうから、租賦権制度を是たして認めるべきか廃止すべきかといふような点が議論されたわけでございませう。この点につきましても、租賦権制度は鉱業法の途中から認められた制度でございますけれども、これを全然廃止いたしませんと、昔の斤先掘りといふような制度に戻りまして、かえつて弊害が多いのじゃないか、しかし租賦権をある程度厳格にすべきじゃないかという点が議論されておるのでございませう。

おもな問題について申し上げました。その他いろいろ、あるいは鉱害賠償の問題でありますとか、鉱業の監督の問題でありますとか、そういう一つ一つにつきましても、各国の法制の現状

とか、要望、意見等を説明申し上げまして、大体今言つたように、大づかみな結論らしきものが出つつある現状でございます。これは三十六度中にやりたいといふふうに考えております。

○緒方委員 現行法のもとにおきましても、幾多の改正しなければならぬ問題点がたくさんあることは事実でございます。今申しましたように特に改正を必要とする業界は石炭の方ではないだろうか。鉱害の一番多い無責任な業者の統出ということが一番大きな問題であります。そういうものを除去していくことが改正の一番大きなねらいではないだろうかと思つて、その上に立ちますと、いわゆる鉱害を原状に復旧し得るだけの誠意と能力のあるものでなければ、うかつに鉱業権を付与してはならないといふことが一つの問題点になつておる。一たん鉱業権を付与したものがその権利を他人に譲渡するといふことは、やはり租賦権の問題としては今日真剣に考え直さなければならぬ問題ではないだろうかと思つておる。

たとえば東中津炭鉱は大正鉱業の鉱区権になつております。しかし東中津炭鉱が租賦権を持つて、ああいふ大惨事を起し、ついに閉山のやむなきに至り、死体も発掘することができないという状態に陥つておる。この責任は、その租賦権を付与したところの大正鉱業そのものが持つておる。この責任は、だれでもが便宜の、利益的に他人に譲渡していったのでは、非常に大きなあやまちを犯すのではないかと。問題になるのでございませうが、何事もならない。先ほどいろいろ困難な問題もあると言いましたが、この租賦権

の問題については本格的に改正する御意向があるかどうか、その点をも一度お伺いしておきたいと思ひます。

○伊藤政府委員 租税は本来残金の掘さくとして昭和二十六年に新しく認められた制度でございます。それ以前はそういう実態がないかと申しますと、実際は斤先掘りという形で相当広く行なわれておりまして、この方がむしろ事実上の違法行為でございます。御業法の監督も受けない、御業賠償の責任もとらないということで、それはむしろ弊害が非常に多いのではな

いか。そういう経済的な必要に応じて発生したものであるならば、それを嚴重に法律で縛って、斤先掘りを租税権者というはつきりした対象にいたしまして、御業権者と連帯責任を負わせたというところにされた方が、御業監督上得策ではないかというので設けられたわけでありまして、しかしながらその後運用におきましては、必ずしも租税権制度は適当な運用ではない場合もしばしばございまして、そういう運用とからみ合わせまして、制度上におきましてもなお条件を厳格にすべきではないかというので、今日まで審議されております大體の空気でございまして。

○緒方委員 いろいろ利害関係者からの御意見もたくさん出ておる中で、特に注目すべき問題が一つあると思うのです。それは御業復旧保険の制度です。自動車事故にも今日保険制度ができて、能力のいかに問はずこれに対するところの補償制度が設けられておりますから、この御業の復旧についても、業者が御業権を付与されたと同時に、相当な金額を納付せしめての保険

制度を樹立する必要があるはしないかと思つてございまして、これに対するお考えはどうでございませうか。

○伊藤政府委員 たいま御指摘の御業復旧のための供託金制度ということで、思想は必ずしも同一ではありませぬけれども、ある程度実施されておるわけでありまして、しかしながらその供託金制度が実際うまく動いておるかどうかといふことで、實際上金額も非常に少ないわけでありまして、適当に動いておらないといふことで、むしろ供託金制度を廃止し、あるいは御業銀行を作るとか、御指摘のような保険制度を作るとか、御指摘のような御業賠償の問題は目下審議中でありまして、結論として大體こういう方向になり申し上げられないと思ひます。

○緒方委員 外務大臣がお見えになりましたから、一応これで終わります。

○久野委員 石山権作君。

○石山委員 外務大臣にお伺いします。昭和三十四年三月十一日に、あなたの前任者である藤山さんに対して、設置法の出たときに受田委員より、どうも大使をあまり作り過ぎるのじゃないかという質問がなされておるわけですが、むしろ公使なんというわけのものやめてしまつて、全部大使にしたらどうかというふうなことでございまして、どうも藤山さんには、現在のとこ大

使、公使といふものは、実際には区別は必要ないのだ、こういうふうな御意見であります。あなたもやはりそのような考え方でたかさんの設置法の改

正をばお出しになったのかどうか。三十四年度には委員会としては、少し大使昇格が多過ぎるのじゃないかといふことを言つておるわけでありまして、それに対して御答弁をいたされた。

○小坂國務大臣 石山さんお話のように、どうも大使がばかに多いではないかといふことは、一般的にお考えになるかもしれないと思ひますけれども、これはやはり相互的のものでありまして、結局公使にしろ大使にしろ、ふえましたといふことは、世界じゅうの国が多くなつたといふことと関連するのだと思ひます。そこで相互的に国と国とが大使を交換する場合に、先方大使をせむといふことで大使を送つて参りますと、今までこちらを代表して先方におつた公使も勢い大使に昇格をせざるを得ない。先方がわざわざ大使を送つてきたのに、こっちは公使といふことになる、何か先方の国に対して非礼になるような感情があるわけでありまして、これは先方の国がそう思うわけでありまして、従いまして大使が多くなつておる、こういう現状であることとを御了承願ひたいと思ひます。大使、公使の称号は、もう実質的な差異は職務内容にはないわけでありまして、ただ今申し上げたように、一般的に大使があり、公使があり、それから代理公使があり、こういうふうな三つに分かれておるのが国際的な通念でありますので、従つて国際間のつき合ひをす

る上で、それに従つておるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○石山委員 藤山さんはそれに続いて、こういうふうになれば、一等大使、二等大使、三等大使といふことも

あるいは必要かもしれないという発言をなさつておるわけですが、これは表面上から見て、大使という資格が、たとえば内地に帰れば全部平等という格好で取り扱われるといふことでござい

ますか。

○小坂國務大臣 藤山さんがどうおっしゃつたか私は承知しておりませんが、その点は一般的に相手国に対する感情で律せられると思ひます。ある国が独立したので日本が大使を送つてきた。ただこれが三等大使であるといへば、せっかく大使を送つても先方が納得しないわけでありまして、従つて大使である以上は、みな同様に扱うといふことをせざるを得ないのでありまして、これは相手国に対して差別がでないことだからであると思ひます。

○小坂國務大臣 ごもつともなお話だと思ひます。大使になります以上、大使館設置ということになつて、大使が行くわけでありまして、従つてその下部機構というものは、やはりそれを表わすにふさわしい実体を備えなければならぬと思つてございまして。またさういふにいたしてございまして、先方の国が大使を日本に置きたい、またわれわれの国が大使を先方に置きたいといふことは、これはそれ相応に内容が充実して行くわけでございます。これがやはり国と国との間の親密度を深からしめ、経済的にも貿易が進むし、またいろいろ文化、政治面の交流というものも進む、こういうこと

の実体ももちろん備わつておるわけでありまして。ただおっしゃいます御質問の御意味を私はかように理解いたしました。先ほど申し上げたの通り、政治関係のことであれば公使でいいの

単なる儀禮的なものだといふことだけでは、非常におおなりで、情けないと思つたのです。私たちとしては、たとえ

ばそのことによつて内部も強化されて、情報等も確実につかみ得るのだ、経済上の発展もそのことによつて拡充する可能性を見出し得るのだ、何かそこら辺があるような気がいたします。それでなければ非常にたよりない。ほんとうの外交がいわゆる儀禮的な外交に終わるのではないかと。それであつてはいかぬと私は思つて、あえてお伺ひたいと思つたので、あえてお伺ひたいと思つたので、あえて御説明をいた

だしたい。

ではないか、こういう意味であると承りまして、そう申し上げたのであります。公使でもりっぱな公使が行けばいいのではないか、働けばいいのではないか、こういうことは言えると思いませんか、けれども、やはり先方が満足せぬ場合もございまして、どうしても大使館を置けと言われて、ずいぶんまだ私ども決っておるのがたくさんございまして、もうこの辺でよろしいだろうというものは、大使館に昇格するように国会にお願いを申し上げておるわけでありませぬ。

○石山委員 大使などとなれば、一般の公務員の方々の標準からすれば、ずっといいクラスのものというふうに見えるわけですか。ほんとうの意味の高級官僚だと思ふのです。ですから、たとえ大使になった場合、今度の場合公使から大使館に昇格になるところの人事異動等は、どういうふうになさるつもりでございますか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○小坂國務大臣 これはやはり日本の国を代表して行っているわけでございますから、その大使なり公使なり、また総領事なりというものは、りっぱな人でなければならぬと思ひます。その意味で人物を厳選しまして、厳正公平にいたすわけでございまして、単にたずらに年次にとらわれるということなく、新進を大いに簡拔していく。そしてその勤務ぶり等については、厳正なる勤務評定をいたしまして、きめて参りたい、こう思っております。

○石山委員 私は公使の発言がわれわれ国民に与える影響が小さくて、大使が大きいというのではないと思ひますが、一般的にいえばやはり大使という

ことになる、いかにも一国の利害関係、権威というふうなものを代表したように見えます。私なぞこういうことを申し上げているかといひますと、どうもしつかりした人を選んでいただくかないと、われわれ国内にいる者から見れば、たとえば松平国連大使のような、日本の新聞を見ないなどと公言している。ああいうことを聞くと、どうも外務省の人選には、われわれ議会に

いる者ですが、日本の国内にいる者として、その人事に受け取りにくいところがあるわけなんです。ですから公使だとは簡単な人事を行つていいと私申し上げませぬけれども、ただ受ける感覚は公使と大使では大へん違いますね。たとえばイギリスの場合は大使と公使がいるわけでしょう。そうすると、日本を代表して発言なさるのはやはり大使というより一般的な印象になると思ふので、この人選についてはさういうふうな意味では、松平発言のようなああいう方は努めて政府からどういふふうな訓告、戒告をなさつたか知りませぬけれども、日本の新聞を見な

いで日本の国内情勢をつかみ得るといふふうなことは、なかなかむずかしいのではないかと思ふのです。これは国内へ帰つて言つたからいいじゃないかといへばそれまでかもしれませぬけれども、私は日本の世論、日本人の感情、さういふふうなことを考えながら外国で発言していただく大使、公使こそ、りっぱな外交官だと思つてゐるのですが、どうもあまり第三国人になり過ぎるのか、国際人になり過ぎるのか知りませぬけれども、日本人の感情、実態を無視したような発言を外国でなさるような人は、この際公使から大使に

昇格することは私たちが非常に不安に思つておる。さういふ点は大臣がおっしゃつたように、十分に勤務評定をなして昇格させるといふような御意見を、私にはあえて異議を唱へるものではないのですが、さういふ上層部に位する国連の大使でさえもあつて、私に位する外務省の人事に對して、不信ではございませぬ。不信ではございませぬけれども、非常な不安感を持つてゐるといふことです。ですが、必要度があつて公使から大使に昇格させることはやむを得ないと思つておる。それ相應の順序を立て、組織上の研究もなさつていただいて、十分に日本の利害關係、経済等に寄与していただきたい、さういふ条件がこの場合つけられなければならないのではないかと

思つております。それから、これはこまかいことになりませぬけれども、公使から大使に昇格するといふとき、給与も上がり、機密費等も上がるわけでございますか。

○湯川政府委員 公使館から大使館になつた場合の経費は、その館の事情によつてさまざまでございます。自動的に公使館が大使館になつたから上がるということはございませぬ。その必要度を勘案して必要があれば上がります。そのままで済みさうであれば上がらな

い、さういふことであります。○石山委員 今度欧亜局ですか、それに特に中近東アフリカ部を置くか、ということになります。これはある意味では非常に時宜を得た考え方かもしれませぬ。この中近東アフリカ部というのは、さういふふうな組織内容になるの

でしようか。

○湯川政府委員 中近東アフリカ部は部長が統率します。その下に二課できる予定になつておまして、一つは中近東課、一つはアフリカ課といふふうに分けることになつております。

○石山委員 さうすると今までのパンドン會議等によつて、日本が非常にA諸国に近づいたわけですが、さういふことがこで非常に日本の研究、情報等の収集に役立つといふようなことにもなるのであります。

○湯川政府委員 当然さういふことになるのでございませぬ。○石山委員 当然さういふことになるのでございませぬ。さういふことは、味もさつてもございませぬ。それは質問に答へた内容でないと思ふのです。

○小坂國務大臣 御趣旨を官房長といひまして休してやりたい、さういふ趣旨を込めてお答え申し上げたのだと存じますが、私から便宜補足させていただきます。従来アフリカ諸国におきましては、イギリス、フランスの植民地であつた場所が、さういふ新しい國の問題が出て参つた。ことにこれらの國は新興の意氣に燃え、しかも民族の獨立を達成したといふことで、將來に對して非常な希望を持つておるわけでございます。従つてわれわれといひまして、この國の國民各位の氣持さういふものを十分くんで、われわれもその希望を達成するために大いに協力していきたい、さう思つておるわけでございます。従いまして専門の部局を置きまして、十分この間に連絡をとつていくことが必要であると思つておる次第で

ございませぬ。従来欧亜局、英連邦關係の部局において扱つておつたものは、全部アフリカの問題もひつくるめて扱つておつたことになつてございませぬ。従つてわれわれといひまして、さういふものはほとんど等閑視されておつたので、今度には新たな部局を作つて、これに勢力を集中したい、さういふことであるわけでございます。

○石山委員 ほんとうは外務大臣からいろいろ外交問題について聞きたい点がございませぬけれども、それではあまり法案にこじつけて範圍を広げることになりませぬので差し控へたいと思つておる。中近東アフリカといふ言葉になりませぬ、コンゴ等の問題については最近非常に新聞等をにぎわしておる。私の記憶が誤りであれば別ですが、第一次大戦以後にドイツからコンゴ川流域の利権ですか、ああいふふうなものを日本が受け継いだといふ形で、日本の産業のある部分があつたと思つておる。さういふのは今どういふふうな都合になつてコンゴ川流域の貿易等がなされてゐるか、この際説明していただきたい。

○小坂國務大臣 これは日本が平和條約の際に全部放棄したことになると思つておる。われわれはこれに調印したしておりますので、さうした戦前の權益といふものはないわけでございます。従つて新規まき直しにやつていく。ただ觀念的にはさういふ昔の植民地に對して國が出て行つたといふような考え方ではなくて、全く對等な立場で先方の民族の發展の希望に沿つていこう、さういふ立場で大いに交流を進めていき

たいと思つておる。

○石山委員 日本国の産業の実態を

見てみますと、まだ重工業に転換をすることは無理だと思っております。どうしても軽工業という場合には、中近東アフリカは経済的にも日本にとって大へん重要な場所だと思っております。それからコンゴ流域に対しては、かつてわれわれの先輩が大いに経済的な力を注いだ経緯があります。ここへ今日日本がもう一べん新規まき直して手を伸ばす、こういうふうな場合に問題になるのは、あまりきよは政治論をやりたくないでございますけれども、いわゆる植民地主義というものを日本がどう見るかとか、あるいは民族独立というものに対して日本がどういうふうに見るかという大筋だけは通しておかないと、むだな紆余曲折ばかりで、産業的、経済的に寄与することが少ないということになりはしないか。小坂外交をみますと、大へん貴公子だからびんと線を引いたようにも見えますが、反面またどうもわれわれには理解しにくいような中共同題に対しての微妙な発言を行なっております。この際アフリカ、コンゴの問題に対しては小坂外交はどういうふうな筋を通して、発展を期そうとしているかということをお説明していただきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 コンゴに限らず新たに

独立したアフリカの諸国に対して、私ども特に言っておりますことは、この場所に東西の冷戦を持ち込まないという筋を通せということでございます。植民地主義もとり絶対排撃すべきものでございます。しかし最近はおオ・コニアリズムというような言葉が言われておりますが、新しく力でもっておためごかしのことを言いながら植民地にしよとする勢力も出ておる。こんなことも言われております。両方でお前の方が植民地主義だ、お前の方が植民地主義だというふうなことで、東西両陣営の一番大きなところでやり合っておるわけですね。私どもはその間に処して、冷戦を新たに独立したところに持ち込んでおるわけですね、こういう態度で言っておるわけでございます。少し手前みそになるかもしれませんが、昨年の九月の国連に新興国からたくさん主要人物が参りましたときに、われわれに対してこの人たちは非常に好感を持たれたように思っております。この人たちははつきりわれわれは日本に好意を持っておる、われわれは植民地主義の支配者に対してでもなく、強権を持ってわれわれに臨もうとする人たちに對してでもなく、日本を最もたよりにしておる、独立は達成したが今後が大事なことで一つ頼むということを何回も聞きまして、独立した国はフランス語を話すフランス植民地の人が多かったわけでございますけれども、これらの人たちに對して、日本人は、役人は法律技術がうまいですから、いろいろな決議案を作ったり委員会に出席したりするのに対して非常に丁寧なめんどうを見て参りましたので、その後において私どもと非常に接触がふえて参りました。何かそういうことで今後お役に立つのではないかと考へておる次第でございます。

○石山委員 私たち終戦からの日本の

国内事情等考へてみて、なるべくならば外国の力による民族支配は避けなければならぬと思っております。自主独立という言葉がよく使われてい

○小坂國務大臣 経済社会の構造が複雑化するにつれて

経済の持つ役割というものは非常に大きいと思つて参ります。その意味で経済外交というのは非常に重視いたしておるわけでございます。ここでまた私の外交理念を長々と申し上げることも、時間の関係で御迷惑でございますから差し控えますが、さような政治的立場というものは、これはもちろん思

○石山委員 当委員会は防衛問題等を

取り扱う委員でございますから、外務大臣が国連軍の問題について発言なさったことについて、ほんとうはここにおいてもう少しお聞きしたいと思つておるわけでも、それにつきましても大へん時間がかかるだらうと思ひますし、それから法案自体としましてはもういふことにかかわっておればなかなか進捗しないと思ひますので、これは委員長等を通じてまたの日に、たとえば防衛二法等を論ずる場合に小坂外相の出席をぜひ願うことにして、きょうは私の質問はこれで打ち切ります。

○久野委員長 石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 簡単に一点だけ私はお尋ねしておきたいと思つたので、それは毎国会問題になるわけでございますが、大公使の認証官制度に關してでございます。最初に事務当局の方からでけつこうでございますけれども、現在大使館、公使館の数がどれだけあるか、今度大使館は新設が十七、それから昇格が七と二十四ふえるわけでございますが、これが通過した場合にどれだけの数になるのかということが第一。それから現在おられます大使と公使の数、それから新たにこの法律案が成立いたしました暁には何人ふえて、どの程度になるか、外務省が占める認証官の数をお知らせ願ひたいと思ひます。それから三番目は、現在日本において認証官として認めておられる方の総数、これをお知らせ願ひたいと思ひます。

○小坂國務大臣 現在公館で大使館として法制上設置されておるものが五十七ございます。

このうち未施行が一、それから公使館が二十六、うち未施行が二でございます。それから総領事館が二十六、領事館が十二、このうち未施行が一つ、このほか国連代表部、それから国際機関にも日本政府代表部というものがござります。他の点につきましては事務当局からお知らせいたします。

○湯川政府委員 この案が通りました

ときに大使の数は六十五、公使の数が十、合計七十五でございます。現在は大使五十六、公使十四、合計七十でございます。認証官の数は、先ほど申しました大公使の数の外務大臣を加えまして現在は七十一、この予算が通りまして七十六でございます。

○石橋(政)委員 外務省の方は大公使

の数を聞けば大体わかるのです。これは

は外務省ではわからないかと思うのですが、日本における現在認証官としておられる方の総数が、外務省でおわかりですかと言っておられるわけですか。わかればいいのですが……。

○湯川政府委員 現在私どもの持っている資料では定数が百二十七、現員が百二十二というふうになっておりま

○石橋(政)委員 この前の国会で本委員会において総務長官からお伺いしたところによりまして、認証官のちよ

うと半分くらいが外務省の方で、大使の人たちということになると思うのです。このようにたたくさんの認証官

外務省がひとりでもかかえておられるわけですか。認証官制度という面から考えてはたして妥当かどうか、非常に疑問を持っておる。だから

われわれも国会の問題にするわけですか。何とかこれを是正する必要があるのではないか。大使、公使になれば必ず現在の外務公務員の特例法に基づいて認証官になるわけでございますけれども、こういったやり方がいいのかどうかというところが常に論議されてきておるわけですか。この点に於いて昨年暮

れの国会におきまして藤枝総務長官は、できるだけ早い機会にその是正を含めて検討をすべきだと思つたところを答弁しておられるのですが、もつと外務省自体も積極的にこの問題に取り組む意思はないか。外務大臣として

大公使は絶対に認証官でなくては困るという何かお考えでも持っておられるのか。その辺のことを私はお承りしたと思つたわけですか。特にアメリカでもイギリスでも、大使も公使も両方行つておられるところもありますね。そういう

重複しておる場合でも、絶対に認証官でなくてはならないということもなからうと思つたし、よほど何かこの制度を變えることに支障を来たすようなものが外務省としてあるのか。みづから積極的に検討を加える意思はないのか。たとえばこの間から論議されてお

ります前藤山外務大臣も当時一等大使、二等大使、三等大使というように格好にして、公使はなくしてもいいというふうなことを言われておるわけ

ですが、そういう問題とも関連して、みづから検討する意思がないのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

○小坂國務大臣 認証官は御承知のように天皇の認証を要する官吏ということでございますが、これが外務省に非常に多いのではないかとお承りなすけれども、やはり大公使というものは国を代表して先方に行つておるという建

前からくる問題だと考えざるを得ないのであります。これは日本が相手をしていたしておる国が少なれば大公使の数も少ない、従つて認証官の数も少ないのもありますが、国連でもうじき百にもなるという国を相手にして日本

が外交をやつておる以上、やはりこちらの国を代表して行く人には天皇の認証がある方が、先方の国がこれによつて日本が非常に自分の国を重視して

てくれた、こういう印象を持つことを、私実感として考えざるを得ないのであります。やはり日本国の天皇の地位

というものを対しては、いろいろむずかしい問題はございますけれども、外国人から見ますと、こちらに来て日本の天皇にお目にかかったということは非常に喜ぶわけでございます。そういう

る地位を外国人は考へておる。そこで天皇の認証を持つてきた官吏というものが、自分の国に日本国を代表して来ておられるという感じを一般に持つて

おられるわけでございますから、これを一般の官吏の地位の重要性と比較して、外務省には重要と思はれる官吏が

こんなにならざるを得ない。だからこれは不均衡だといふ考へ方は、私は外交を担当しておる者の実感からいたしまして

と、どうも実情から見ても不適当なように思つておる。私は決して与野党の論議で言つておるものではございせんので、実際日本が外交をやつて、大

使を出して、実際日本が外交をやつて、大使を出して、実際日本が外交をやつて、大

使を出して、実際日本が外交をやつて、大使を出して、実際日本が外交をやつて、大

使を出して、実際日本が外交をやつて、大使を出して、実際日本が外交をやつて、大

使を出して、実際日本が外交をやつて、大使を出して、実際日本が外交をやつて、大

反論できるだけの材料を持たないわけですけれども、こういった天皇の認証というものが必ずしも外国で非常に権威高く扱われておるのかどうか、納得

できない面もあるわけでございますが、それはそういう認証官として認められて行つた方が便利は便利でございます

でしょう。しかし絶対にそうではなくちやならぬという根拠にはならぬの

じやないかと思つておる。そういうことは、国の代表として信任状を持つて

いくわけでございますし、必ずしも天皇の認証というものが絶対の条件には

ならないと思つておる。特に認証官制度というものは国内の一つの官職の問題であ

ると思つておる。一つの官職の問題であらうと思つておる。この部分と均衡と

いうことも十分に考へていくべきではないか。逆にそういう乱造が権威を失

レオポルドビルとブラザビルだけに大使館を置くこととする御真意は一体どこにあるのか、その点を一つお伺いしたい。

○小坂國務大臣 レオポルドビルの方は旧ベルギー領コンゴです。それからブラザビルの方は旧仏領コンゴです。国が違

つたので、そこでそれから分かれてきておるのでございます。

○緒方委員 それではレオポルドビルの方は統一コンゴの政権という形で置いておくわけですか、その点はどうですか。

○小坂國務大臣 さようでございませぬ。

○緒方委員 統一政権と認めておつていいですか。統一政権だということになりまして、今統一政権はギゼンガ氏が主張しておるような全般的な制度に

基づく国家の建設、ところがカサブやツォンベ政権はそれぞれの地方政権を作り上げようとしておるわけですか、その点の見解はどうなりますか。

○小坂國務大臣 実はこれは発生的にそうなつておるのであります。最初に首都のあったところであるから置いておく、こういうことではございませぬ。今のいろいろな争ひとは全然無関係であります。

○緒方委員 では別なことを今度はお伺いしますが、外務大臣は今韓国との御折衝をなさつておられる。韓国を一個の國家であると認めての——むろん大使もおいでになつておられますから、そういう形で御折衝なさつておられるものと思つておるわけですが、間違ひございませぬか。

○小坂國務大臣 実は在外公館の設置法の中にも、大使を置く場所に大韓民

国というのが入っておるわけです。今の韓国の事情は、御承知のように韓国政権というものの事実上の支配権は、北緯三十八度から北に及んでいないわけです。ですから、そういう事実を頭に入れて折衝いたしております。

○緒方委員 その南北の問題を私は論ずるわけではございませんが、先般の公報を見ますと、法務大臣からなされておる居留地選択の問題で、日本に国籍を移したいという者が相当数出されておる。その中に、韓国に生まれ韓国に居るのであるかと思われ、人前もいぶんありますが、韓国人というものは今日存在するのかもしれないのか。人のおらない国家は存在しないはずでございます。韓国というものは国民を持つ国家か、国民を持たざる国家か、その点をお伺いしておきたい。

○小坂國務大臣 わが国は講和条約の第二条によって、朝鮮の独立を認めておるわけでございます。そこで朝鮮の独立に対して、どこかに政権を作らなければならぬということ、国連の監視下において選挙を行なうことになりまして、一九四八年に選挙を行なうわけでありまして、ところが三十八度から南の方はその選挙をやりましたが、三十八度から北の方は選挙をやらぬわけです。そこで国連においては朝鮮における合法政府として韓国を認める、こういう国が四十五カ国がございます。そうではない、そんな選挙はだめだといっている国が十一カ国だったかと思ひます。そんなふうになっておりまして、一応韓国というものが合法政権であると、国連の方においてその決議によって認められておるといふ形

でございます。○緒方委員 私は経過を聞いておるわけじゃない。現在の地位における法的な立場を私はお伺いしております。国連の何からいたしますならば、統一朝鮮というものは、日本の承認した国であるかもしませんが、しかし韓国というものが国連の中で認められたというところは聞いてはおられないわけです。韓国は国民を持たざる国家である。日本の国自体も韓国国民というものの存在を認めていない。朝鮮人というものは認めておられない。韓国民といふことは認めておられない。韓国民といふことは認めておられない。韓国民といふことは認めておられない。

○小坂國務大臣 先ほど申し上げたような経過で大韓民国というものが、国連の決議によって認められておるわけでありまして、そこでこれに対して大使を置いておる国が三十何カ国がございます。そこでこれはそういう国との問題と同様な問題になると存じますので、日本だけが特殊なことをやっておるわけではございませんので、その辺私も法律家でないもので、はなはだ申し上げたいと思ひます。○久野委員長 外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案についての質疑は、いずれも終了いたしました。

○久野委員長 これより両案を一括して討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに両案を一括して採決に入ります。外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の両案に賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立総員。よって両案はいずれも可決いたしました。

○久野委員長 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案に対し、石橋政嗣君外二十八名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際本動議について提出者よりその趣旨の説明を求めます。石橋政嗣君。

○石橋政嗣委員 自由民主党、日本社会党、民主社会党、三党共同の附帯決議を提案したいと思ひますが、まず最初に原案を朗読いたします。在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案が国の認証官制度は、現在、大公使によってその過半数を占められ、制度全般のバランスを失っている等にかんがみ、認証官制度特に外務省の認証官制度に關し、速かに検討し、その制度の合理化を図ることを強く要望する。右決議する。

○久野委員長 御異議なしと認めます。よって本動議は可決いたしました。

○久野委員長 引き続き通商産業省設置法の一部を改正する法律案について質疑を継続いたします。石山権作君。○石山委員 これは産業構造調査会を新設し、存続期間を三年にするというのが第一の題目でございますが、今まで通産省でいろいろやっておるのを見ますと、たとえば繊維部会とか鉄鋼部会とかそれぞれの部会がございます。その部会の中のある部会がございまして、自分の部会だけが非常によく調査研究をされて、理想も高く掲げるようでありまして、他の部会との連合、連帯、結合、そういうものが今までないように思われます。それでは全般的な経済機構、経済構造から見れば、幾ら審議会を作っても役に立たぬというふうな印象を受けておるわけですが、今度のはどういふ仕組みでおやりになるのか。太いところ、大きいところ、よく明いたしたいと思ひます。

○久野委員長 石橋政嗣君外二十八名提出の附帯決議を付すべしとの動議について採決いたします。本動議を可決するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石山委員 存続期間を三年間とするということは、この為替、貿易の自由化によってドル防衛の關係から見て、日本の産業構造を調査して一つの立案をするのに三年間というのは、私はこ

○権名國務大臣 内部組織はまだ成案を得ておりませんが、今お話の点につきまして、この審議会の総務部会、各専門部会が独走をしない、その間の調整を巧みにはかって参る、そういうことをしたいと思ひます。○石山委員 存続期間を三年間とするということは、この為替、貿易の自由化によってドル防衛の關係から見て、日本の産業構造を調査して一つの立案をするのに三年間というのは、私はこ

○久野委員長 御異議なしと認めます。よって本動議は可決いたしました。

の急場には間に合わないような気持を持つのですが、この急場に間に合わせるための委員会なのか。それとも日本の産業構造の将来性、たとえば十ヶ年先を見るというふうなところにピントを合わせてこの委員会をお作りになるのか。その性格を一つお示し願いたい。

○椎名国務大臣 日本は産業構造の高度化の調査は、趣旨としてはやはり恒久性を持たせた方がいいと思っておりますのでありますが、とりあえず自由化が完成するまでの間、その羅針盤と申しますか、そういった意味で綿密に日本の各業態についての産業構造を具体的に指導するという意味において、その羅針盤ともなるべき機関が必要である。こう考えまして三年間としたようなわけでありませう。

○石山委員 大臣は親切に答えてくれておるので大へんありがたいのですが、私の聞きたいところはそんなむずかしいことではないのです。この委員会は一つ一つの見通しを持ってやるという性格を持っているのか、それとも激動化する現在の産業を行政的に援助するための諮問機関になるのか、それともあわせ持つ性格を持つのか、性格をちょっとお聞きしているわけなんです。

○椎名国務大臣 これは行政権は持ちません。あくまで調査、審議の機関でございます。これによって貴重な行政の参考資料を得たい、こういう性格のものであります。

○石山委員 そうしますと、この激動化する現在に対して両面の面を持つ委員会になるわけですか。

○椎名国務大臣 両面を持つわけであ

りますが、そのいきさつ等につきましても政府委員から御説明申し上げます。

○樋口政府委員 先ほども申し上げたかと思うのですが、実はわれわれかねてから通産政策を進めるにあたりましては、日本に最適の構造は何か、激化する世界競争の場裏においてひけをとらないで、国民全体をレベルアップしていくということのために、どういふ産業を一番伸ばすべきであるかということをお前提として、従来も仕事は続けてきたつもりでございます。しかし技術の進歩というものは実に目まぐるしく、時々刻々に経済情勢は変わっております。そこで今後の長いことを考えてみますと、三年間で一回済んだからいいというものはございませぬで、三年も五年も十年も、とにかくしよつちゅうあらゆる面の科学的検討を加えて、そのときそのときの情勢に一番即応した具体的な政策というものを見出す研究は当然やっております。必要があるではないだろうか。しかしとりあえずまず国際情勢、それから日本経済が全体的に伸びてきたということから、倍増計画というものを打ち出され、内外の情勢から、日本経済自体が伸びるためにはできるだけ早く自由化という態勢を整える方がいいのだという、一応大きな方針が打ち出されておりますので、この自由化ということと高度経済成長という二つの要請を、できるだけ同時に達成させるためのいろいろな具体的な施策というものがはたして今まで通産省がやってきただけのものではないかどうかということについて再検討を加えたい。従いまして三年間たって初めて結論を出すのでは

なくて、この三年の間にもいろいろ措置すべきことは措置していき、調査がある程度まとまり次第、これを参考にして、毎年々々でも取り入れて新しい施策の参考に供したい、こう思っております。自由化を八割ないし九割実現しようというのが一応三年間ということになっておりますので、そのころまでに自由化しても大丈夫だというだけの具体的、科学的な根拠のあるデータも集めて、施策に誤りなからしめたいということ、その結果、多分われわれは非常にいい結論が出るというふうには自信しているのでもございますが、できれば三年たってもなくするのではなから、ますます変わっていく技術革新におくれをとらないような施策を生み出す科学的な根拠と申すこと

で、通産省のある限りと申しますか日本経済を發展させるために恒久的なものに、やがては変えていきたいと思います。しかし初めからあまり恒久的なことを申し上げても、それは参りませぬので、当面の高度経済成長と自由化と、両方矛盾なく達成するための一番いい方法を見出すということ、三年間勉強させていただきます。そういう考えでお願

いしておるわけでございます。

○石山委員 いろいろなことを研究され、立案されて、それを実行に移すという建前だろうと思いますが、その間における企画庁との調整はどういうふうになさるおつもりですか。

○樋口政府委員 所得倍増計画といっ

たような、農業も漁業も林業も、あるいはその他国民経済全体をひくくするの巨視的な、マクロの観点に立つ全体の構想というものは、当然経済企

画庁がやるべきであります。われわれは経済企画庁が策定いたしました——これは経済審議会の答申を経て政府で決定されたわけでございますが、そういう所得倍増計画という大きなワックの中に占める一番重要な要素は鉱工業の発展であらうかと思われまますが、その鉱工業を所管する通産省といたしまして、鉱工業と一口に申しましても、中にはいろいろ業種があり、中には存立基盤をよく検討してみますとどうしても衰退せざるを得ないと思われるものもあれば、今はまだ小さなものであるけれども将来伸びる可能性というものを潜在しているものもある。そこでそういう実態をまず吟味して存立基盤というものをはっきりさせる。それに基づいて国内の需要動向がどうなるか、将来の貿易構造がどう変わるかということをお前提とした場合、海外需要にどうマッチさせるかということ、結局貿易を大いに振興し、国民経済全体を伸ばすということは、通産省の所管物資というものが受け持つ面が一番多いということ、通産省の所管物資について各業種ごとのこまかな分析と総合をやりたい。それを積み上げて、結局企画庁がやりますマクロ的な観点でなしに、いわゆるミクロ的な積み上げというところで、きめのこまかい行政をやっていきたいということでございます。通産省にこれを置いて勉強していただきたいと思うわけでございますが、もちろんその結果等は時々刻々関係方面、政府部内等には連絡して、大局的な判断にも間違いのないようにということ、運営していきたくて考えております。

○石山委員 そんな心がまえでやれば

りつぱなものができそうに思われますが、ただ先ほど私が言いましたように、鐵道部門あるいは鋼鉄部門というような場合には、他を考えないで自分

のことだけの立案をやる、それがつまり通産行政にそういう弊害が出る心配もあるわけですか。たとえば農業、水産業との関係がやはり出てくるものですか、企画庁の問題も出てきたわけ

ですが、全般を見るときをしないとい

いと、どんないい案ができてい

り争いのようなことで、いいものでもできないでしまうということをおわれわれよく見るものですから、そういうことのないようにこの場合十分考えていただきたいという点でございます。

それから二と三の石炭地帯の問題あるいは石炭自体の問題等は、これはおそらく商工委員会で大へんに論議された問題だと思つて、私はここではあえて触れません。しかし次にある四の鉱業法の改正等に関係して、石炭のような日本の産業エネルギーの中心になるような問題、雇用関係等も、これはみな注目して見るから、同じ中小炭鉱であっても、行政措置等から見てもかなり行き届いた方法をとらざるを得ないというのが今の通産行政だと思つて、反面にどうもあまりばつとしない、こういうのが同じ鉱山業務の中に多々あるわけなんです。そういうふうなものがあるわけなんです。そういうふうなものがあるわけなんです。それが今回の、たとえば為替・貿易の自由化によって大へんな痛手を受けようとして見ている。見るに忍びないものが出てくるのですが、これは通産省ではなかなかつかんでいないのではないかと

思つて、通産大臣はなかなか味のあ、人情味のある答えをしていただいたわけ

です。きのう運輸の連合審査会

で、通産大臣はなかなか味のあ、人情

味のある答えをしていただいたわけ

なんですが、今のような中小企業の場合には、たとえばまず第一にアメリカから入る銅でだいぶ痛手を受ける。それからからかりに今度の鉄道運賃が上がる。とすれば、これでまた大きな痛手を受ける。こういうふうなことに對しては、いろいろと私の方でも通産省へ出かけて、それぞれ意見を申し述べた経緯もございましてけれども、こういう起きつつある現象に對しては、具体的に救済の措置といいますが、そういうふうな措置がまだ講ぜられていないように見えますが、一つその点、早くこういうものに対して適當な行政措置をなさるといふ意欲があるか、行政措置はどういう格好でなさるかというふうな点をこの際明らかにしておいていただきたい。具体的な問題はもちろんなかなかむずかしいと思ひますけれども、こういうふうな考え方によつて、たとえは輸入銅に對して對処して、ただ、輸入鉱石に對して對処しているのだ、こういうふうな問題について御説明をいただきたいと思ひます。

○椎名國務大臣 日本非鉄金属工業、鉱山業の現状は、確かにこれは石炭ほどではなくても、かなり苦しい立場にあるのであります。自由化問題でございまして、自由化すれば、これはますます窮境に陥るといふことが予想されますので、この自由化につきましてもはきわめて慎重に考慮していかねばならぬ、かように考えておられるわけでありまして、自由化するしないの問題は、そういうわけでございまして、しばらく現在の問題になりませんが、ただいまの問題としては、指導によりまして、鉱石を製錬所でトシ二十八万円を切らないで、その程度で一つ買っ

てくれということ、世界的な銅の値段がどうあるかと、そういうような指導助成の政策をとつておる。さらに通産省といたしましては、生産条件によつていろいろなコストのかかる高いところもあれば、安いところもあつて、そういう条件をプールしまして、そして大体業界の安定を持ち来たいようにただいま研究中でござい

でもけつこう採算のとれるような経営が行なわれていくのではないかと、ふうに思われまはすが、今のような場合は、どうしても当たるとも八卦、当たらぬも八卦という山師的な、賭博的な気分が探鉱を進めるようになり、中小炭鉱に對するわけです。それで、あつてはいつまでたつても中小企業の安泰といふことはあり得ないのではないか。国が探鉱に對し、あるいは地下資源開発に對する考え方を及ぼして持つていないか、こういう考え方を、これを見つめておられますか。

○石山委員 私たちはたとえは貧弱な中小企業の場合、何が何でも政府に依存せよなどとは申し上げません。やはり自分の企業努力といふものは、いかなる場合でも行なわれなければならないと思ひます。しかし今のような場合にはなかなか企業努力のみでは立ち直り得ないだらう、存続し得ないだらうといふような点が見受けられます。そういう点と、日本産業の發展という問題といわゆると雇用の關係がおのづから出てくる。われわれは日本の産業の發展はこいねがうのでございまして、けれども、二重構造を認めながらこいねがうといふふうには考えられないわけでありまして、日本国民の幸福にはなり得ないと思つておられるわけですから、生活環境からしましても、私は通産省にはいろいろと工夫していただかなければならぬ面がたくさん出てくるだらうと思つておられます。特にこういうふうな貧弱なと言われている地下資源に對して、たとえばガスであるのと石油であるのと、あるいはいろいろな金属であるのと、石炭であるのと、政府が一貫して探鉱等を国の施策で行なうような方法をとつたならば、弱小の中小企業等は安心して自分の経営能力に応じた経営がなされて、そしてそ

○伊藤政府委員 現在探鉱の前提となつて地質調査にまつまはしては、工業技術院のもとにありまして地質調査所である。基本的な調査を実施する建前になっておりますが、この方面の事は私どもと十分連絡して、それをまします。私も十分連絡して、それをまします。その地質調査の上で探鉱になりまして、現在の段階では探鉱権者が自發的にやつていくことを奨励する建前をとつておられるわけですが、具体的には私どもの方で補助している補助金も、つい数年前までは五千万円程度の金額でございましたが、昭和三十五年には一億、本年度は目下審議をお願いしております。一億一千万円というふうな、漸次増額している次第でございまして、それから探鉱費の税制上の扱いにつきましても、これは臨時租税特別措置法によりまして、ほとんどすべてを経費として見ておられるわけでございます。従つて本年資産として計上されて課税されるべきものは、ほとんどすべてを経費として落とされるというふうな措置もとつておられる次第でござ

います。それから全国的ではありませんが、北海道につきまはしては、北海道地下資源開発会社というものが、北海道の開發という趣旨がおもでございまして、出資が大部分の会社でございまして、自力で探鉱するということですが、その緒についておられるわけでございます。ただいまお話のように、そういうふうな単なる奨励だけでなしに、国家自体がある程度この仕事に進むべきではないかといふことは、私も同じように考へておられる、そういう考へでさらさら炭鉱の開発ということに進んでいきたいと思ひます。

○石山委員 局長のお話は私たちにとつては大へんうれしいことでございます。これにはなかなか研究を要する面がたくさんあると思ひますが、その間において、たとえば探鉱用の機械、こういうものを貸し付けるということも考へていふと思ひますが、そういう措置は今とられておりますか。

○伊藤政府委員 國家の制度としては現在行なわれておりませんが、府県が中小炭山の指導という意味でやつているところはあるのでございまして、○石山委員 それから租税特別法による隠れたる援助もありたいことだと思ひますが、この隠れたる援助が、ともすると大企業にばかり及ぼされていくというのが今の姿なんです。援助項目が全部あるのですが、それが全部援助できるのが大企業、大工場ばかりで、むしろ全部やつてもらわなければならぬ中小企業は、お前は資格がないということ、少部分しか特別措置法が及ばない。これもやはり皆さんの考

え方ではかなりよく援助できるわけですが、私はこの際資格のないものを資格のあるものにせよといふことを言うわけではないのですが、中小企業に関する限りは、こゝ、二年の間には、それこそ特別な措置をとらなければ、消えてなくなるということも考えられますので、十分その点も一つ勘案して、發展を予約されながらも激動期にあつてつづいていくという現象が、行政措置がまずいと起きるだらうと思ひます。ですから發展の段階に達するのは、やはり二年以後だらうと思ひます。あるいは三年かもしれませんね。為替・貿易自由化が真に行なわれるときこそ、發展の段階にわが産業界が足をかけたということになりまして、それはこゝから二年ないし三年間息をつかせておかなければ、發展の段階に立ち得ない人々が出てくる、出るという事は、私などが言うよりも当局者の皆さんの方で一番よくお知りだらうと思ひます。そういうことを私たちの口から言わせないように、何だ、あのときはあんなことを言つたけれども、椎名通産大臣は何にもやらなかったじゃないか、鉱山局長は何にもやらなかったじゃないか、為替・貿易の自由化は大企業を助け、独占企業を助けるためにそれを行なつたといふ証拠になるような行政措置は、やつていただかないと思ひます。一つ十分御注意をなさつてやつていただくことを、私は希望いたします。この設置法が十分に有効に活躍されるように希望しておきます。

○久野委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○久野委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○久野委員長 これより本案について討論に入るのでありますが、別に討論の申し入れもありませんので、直ちに採決に入ります。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立総員。よって本案は可決いたしました。

なお議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

〔参照〕

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)に関する報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)に関する報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年四月一日印刷

昭和三十六年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局